

# 徳島市森林経営計画事務取扱要領

平成23年4月の森林法の一部改正により、森林経営計画の計画事項及び認定要件が見直されたところであるが、この森林経営計画制度の実施にあたっては、森林法(昭和26年法律第249号、以下「法」という。)、森林法施行令(昭和26年政令第276号、以下「政令」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号、以下「規則」という。)及び森林経営計画制度運営要領について(平成24年3月26日23林整計第230号、以下「運営要領」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第1 森林経営計画作成の援助及び指導

1 市長は、森林経営計画を作成しようとする森林所有者(法第11条第1項に規定する森林所有者)又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「森林所有者等」という。)の申し出に対し、必要な指導を行うものとする。

また、森林経営計画の対象とする森林においては、徳島市森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業や保護が長期的かつ持続的に実施されることが重要であることから、森林経営計画を長期にわたり継続して作成するよう森林所有者等に対して指導を行うこととする。

更に、市長は、小規模森林所有者の所有する森林であって、当該森林所有者が自ら森林経営計画に従って適切に森林の施業及び保護を実施できると見込まれるものについては、当該森林所有者に対し、他の森林所有者等との共同により一体的かつ効率的な森林の施業及び保護を実施することを旨として森林経営計画を作成するよう指導することとする。

2 森林組合等は、森林所有者等に対し、技術的援助を行うとともに、森林の経営の受託又は委託を推進し、効率的な森林の施業及び保護の推進に努めることとする。

## 第2 森林経営計画の認定

1 森林経営計画の認定を受けようとする森林所有者等は、様式第1号の森林経営計画認定請求書に、次に掲げる書類を各1通添えて、計画の始期の20日前までに市長に提出するものとする。

(1) 森林経営計画書(様式第2号)

- ア 森林経営に関する長期の方針
- イ 森林の現況及び伐採計画等
- ウ 森林の保護に関する事項
- エ 森林経営の共同化に関する事項
- オ 経営の規模拡大の目標等

(2) 次の事項を示した図面(基図は最新の森林計画図)

- ア 計画対象森林の区域

イ 計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理の状況

ウ 主伐を行う区域

(3) 森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が認定請求する場合には、森林の経営の委託を受けた者であることを証明する書類

ア 認定請求者が分収林契約の契約当事者であって、当該契約の対象樹木に係る持分を有さないが、当該契約に基づき、その育成を行うことができる者である場合は、当該分収林契約書の写し

イ 認定請求者が森林の土地の所有者との間で、立木竹を育成することができる旨の協定等を締結している地方公共団体等である場合は、当該協定書等の写し

ウ 認定請求者が森林の経営の委託契約により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合は、当該森林経営委託契約書の写し

(4) 作業路網その他施設の設置及び維持管理について、森林の土地の所有者から同意があったことを証する書類（当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書の写し。ただし、(3)に掲げる書面において、当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関し、委任を受けている場合など森林の土地の所有者の同意があったことが明らかとなる場合には、当該書面をもって同号の書面に代えることができるものとする。）

(5) 計画対象森林に共有林が含まれる場合には、同意書(様式第3号)の写し

2 森林所有者の代理で森林経営計画の認定を受けようとする森林組合長は、第1項に掲げる書類の他に、様式第4号の代理権授与通知書（委任状）、様式第5号の認定請求者名簿を各1通添えて提出するものとする。

3 市長は、第1項及び第2項に掲げる書類を受理した場合には、認定請求者の資格の有無、森林経営計画の対象森林の適否、及び法第11条第5項及び第6項各号の要件について審査し、すべてが適当と認められる場合は、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。認定の期限は書類の提出のあった日から20日以内とする。

なお、規則第12条に規定する植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び規則第13条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準に適合するかどうかについては、様式第6号の認定基準調書及び様式第7号の森林経営計画認定審査書に基づき判定するものとする。

4 市長は、森林経営計画を認定した場合には、認定内容を様式第8号の森林経営計画認定簿に記載するとともに、様式第9号による森林経営計画認定書を認定請求者にすみやかに交付するものとする。

### 第3 森林経営計画の変更

- 1 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等(以下「認定森林所有者等」という。)は次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。
  - (1) 対象とする森林の一部につき、自ら森林の経営を行わなくなった場合
  - (2) 対象とする森林の一部につき、共同の森林経営計画者が森林の経営を一部引き受ける場合
  - (3) 対象とする森林と一体整備相当森林に適合するものにつき、新たに森林経営を行うこととなった森林を追加し経営計画を作成する場合
  - (4) 認定した森林経営計画(変更を認定したものにあっては、その変更後の森林経営計画)の内容が、法第11条第5項各号の要件のすべて又は一部に適合しなくなり、市長が当該認定森林所有者等に、法第13条の規定による通知(様式第10号)を行った場合
- 2 認定森林所有者等は、第1項各号に掲げる場合のほか必要とする場合には、当該森林経営計画を変更することができる。
- 3 認定森林所有者等が当該森林経営計画を変更しようとする場合は、様式第11号による森林経営計画変更認定請求書に、変更部分を朱書で記載した前条第1項及び第2項に掲げる書類(変更に関する部分のみでもよい)を各1通添えて、第1項各号に掲げる場合にはその該当することとなった日から30日以内に、第2項に掲げる場合にはその変更後の施業を開始しようとする日の20日前までに、市長に提出するものとする。
- 4 市長は、変更認定請求書を受理した場合には、前条第3項に準じて認定審査を行うものとする。
- 5 市長は、森林経営計画の変更を認定した場合には、認定内容を様式第8号の森林経営計画認定簿に記載するとともに、様式第9号による森林経営計画認定書を認定請求者にすみやかに交付するものとする。

### 第4 森林経営計画の認定の取消

- 1 市長は、法第16条の規定に基づき森林経営計画の認定を取り消すことができる。森林経営計画の認定を取り消した場合には、様式第8号の森林経営計画認定簿に記載するとともに、認定森林所有者等(当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象森林の森林所有者以外のものである場合には、当該森林所有者を含む)に、様式第12号の森林経営計画認定取消通知書によりすみやかに通知するものとする。

### 第5 包括承継

- 1 認定森林所有者等の包括承継人は、様式第13号による包括承継の届出書1通を遅滞なく市長に提出するものとする。
- 2 市長は、届出書の内容を確認して、様式第8号の森林経営計画認定簿を修正するものとする。

## 第6 森林経営計画の実行の指導

- 1 市長は、認定した森林経営計画に基づく森林施業等が円滑に実行されるように、認定森林所有者等を指導するものとする。  
また、各年度の始期において、その日を計画期間に含む森林経営計画の計画量を計画別に記録する森林経営計画事業簿(様式第14号)を市町村に備え付けるものとし、林業事業体や林業経営体からの求めに応じて、その情報の提供に努めるものとする。
- 2 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象森林について、立木の伐採又は造林をした場合、立木を譲渡した場合及び作業路網の設置をした場合には、様式第15号による森林経営計画に係る伐採等の届出書1通を、立木の譲渡をした日又は立木の伐採もしくは造林又は作業路網の設置の終わった日から30日以内に市長に提出するものとする。
- 3 市長は、森林経営計画に係る伐採等の届出書の提出があったときは、その届出書に記載されている事項について現地調査その他の方法により確認し、様式第16号による森林経営計画実行簿に記載し取りまとめるものとする。  
また、確認の際には、伐採時に発生する枝条、端材等を適切に処理し、河道の閉鎖や山腹面等への過度の堆積による災害の発生の予防に努めるよう、指導するものとする。

## 第7 租税の特別措置に関する証明等

- 1 認定森林所有者等が、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第30条の2の規定(山林所得に係る森林計画特別控除)の適用を受けるため、立木の伐採又は譲渡が森林経営計画に基づくものである旨の証明を得ようとするときは、様式第17号による立木の伐採(譲渡)証明申請書2通を、当該立木の伐採又は譲渡を行った年の翌年1月末日までに、当該森林経営計画の認定を受けた市長に提出するものとする。
- 2 市長は、提出された立木の伐採(譲渡)証明申請書に記載された立木の伐採又は譲渡が次のそれぞれの要件を満たしている場合には、立木の伐採又は譲渡が森林経営計画に基づくものである旨の証明を行なうものとする。
  - (1) 伐採  
当該立木の伐採が森林経営計画に基づいて行なわれていること。
  - (2) 譲渡  
当該立木の譲渡が森林経営計画に基づいて伐採が行なわれることを内容とするものであり、かつ、当該立木の伐採が森林経営計画に基づいて行なわれていること。ただし、当該森林経営計画による伐採時期が到来していないため、当該証明のときに伐採されていない立木については、その伐採後、その伐採時期の属する年の翌年1月末日までに、様式第18号による立木の伐採確認申請書を提出することを条件に証明するものとする。
- 3 市長は、提出された立木の伐採確認申請書に記載された立木の伐採が、森林経営計画に基づいて行なわれていることを確認した場合には、その旨の証明を行なうものと

する。

- 4 認定森林所有者等が租税特別措置法第70条の8の2第1項から第3項までの規定による計画伐採に係る相続税の延納等の特例の適用を受けている場合にあって、当該森林経営計画の期間の満了のときに引き続き森林経営計画の認定の申請を行う場合には、認定森林所有者等は、市長に対し、様式第19号により所管税務署長への通知を依頼するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による依頼があった場合にあって当該森林経営計画を認定した場合には、様式第20号の森林経営計画認定通知書により4日以内に当該認定森林所有者等の住所地の所管税務署長に通知しなければならない。
- 6 市長は、租税特別措置法第70条の8の2第1項から第3項までの規定による計画伐採に係る相続税の延納等の特例の適用を受けている森林経営計画の認定を取り消した場合には、様式第21号の森林経営計画認定取消通知書により4日以内に当該森林所有者等の住所地の所管税務署長に通知しなければならない。

## 第8 森林経営計画に係る書類の保存期間及び報告

- 1 森林経営計画に係る書類の保存期間は5年間とする。
- 2 市長は、前年度実績に係る様式第8号の森林経営計画認定簿及び様式第14号の森林経営計画事業簿、様式第16号の森林経営計画実行簿並びに前年度末現在において認定されているすべての森林経営計画書の写しを、毎年4月末日までに東部農林水産局長等に報告するものとする。

## 附則

- 1 この要領は、平成24年4月2日から施行する。
- 2 徳島市森林施業計画事務取扱要領（平成14年4月1日付）は廃止する。  
ただし、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第8条の規定により、従前の例によることとされた森林施業計画に係る徳島市森林施業計画事務取扱要領の適用については、従前の例によるものとする。